

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定に基づき申請を行った託送供給等約款(令和5年4月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ（料金）に定める料金率、66（受電地点への供給設備の工事費負担金）、69（供給地点への供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに附則6（発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置）および別表2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

（1） Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	37. 51	3. 41
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	75. 02	6. 82
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	150. 05	13. 64
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	225. 07	20. 46
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき		
き	375. 12	34. 10
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	375. 12	34. 10
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	112. 05	10. 19
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	224. 08	20. 37
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	224. 08	20. 37

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	230. 67	20. 97
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	152. 24	13. 84
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	76. 12	6. 92
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	228. 36	20. 76
電力量料金		
1 キロワット時につき	7. 48	0. 68
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	230. 67	20. 97
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	152. 24	13. 84
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	76. 12	6. 92
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	228. 36	20. 76
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	7. 90	0. 72
夜間時間		
1 キロワット時につき	7. 14	0. 65
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	11. 26	1. 02

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	731.97	66.54
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	461.14	41.92
電力量料金		
1 キロワット時につき	5.20	0.47
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	731.97	66.54
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	461.14	41.92
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	5.48	0.50
夜間時間		
1 キロワット時につき	4.97	0.45
動力従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	17.20	1.56
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	653.87	59.44
電力量料金		
1 キロワット時につき	2.37	0.22

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	653. 87	59. 44
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	2. 50	0. 23
夜間時間		
1 キロワット時につき	2. 26	0. 21
高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	13. 09	1. 19
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	423. 39	38. 49
電力量料金		
1 キロワット時につき	1. 33	0. 12
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	423. 39	38. 49
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	1. 39	0. 13
夜間時間		
1 キロワット時につき	1. 28	0. 12
特別高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	8. 27	0. 75
1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	555. 80	50. 53
特別高圧で供給する場合	359. 89	32. 72

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	3. 32	0. 30
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	6. 66	0. 61
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	6. 66	0. 61
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	66. 51	6. 05
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	66. 51	6. 05
電灯臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	8. 23	0. 75
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力 1 キロワット		
1 日につき	101. 61	9. 24
動力臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	6. 23	0. 57
高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	2. 84	0. 26
特別高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	1. 59	0. 14

区分および単位	料金率	消費税等相当額
予備送電サービス	円 銭	円 銭
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	87.62	7.97
特別高圧で供給する場合	71.13	6.47
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	109.20	9.93
特別高圧で供給する場合	86.37	7.85

(2) 66 (受電地点への供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	料金率	消費税等相当額
発電設備からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときの工事費負担金	円 銭	円 銭
新増加契約受電電力 1 キロワットにつき	2,090.00	190.00

(3) 69 (供給地点への供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	料金率	消費税等相当額
供給側接続設備の工事費負担金	円 銭	円 銭
低圧または高圧で供給する場合		
架空供給側接続設備の場合		
超過こう長 1 メートルにつき	3,520.00	320.00
地中供給側接続設備の場合		
超過こう長 1 メートルにつき	27,830.00	2,530.00

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
特別高圧で供給する場合		
工事費		
架空供給側接続設備の場合		
(工事こう長 100 メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧 20,000 ボルトで供給する場合	583.00	53.00
標準電圧 60,000 ボルトで供給する場合	198.00	18.00
標準電圧 140,000 ボルトで供給する場合	99.00	9.00
地中供給側接続設備の場合		
(工事こう長 100 メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧 20,000 ボルトで供給する場合	649.00	59.00
標準電圧 60,000 ボルトで供給する場合	594.00	54.00
標準電圧 140,000 ボルトで供給する場合	264.00	24.00
当社負担額		
新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	5,500.00	500.00

(4) 附則 6 (発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置)
に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等		
1 キロワット時につき	71.67	6.52
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等		
1 キロワット時につき	23.83	2.17

(5) 別表2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
近接性評価割引単価		
1 キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧 6,000 ボルト以下の場合	0.69	0.06
受電電圧が標準電圧 6,000 ボルトをこえ 140,000 ボルト以下の場合	0.41	0.04
受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場 合	0.21	0.02